

感染症による出席停止と出席扱い手続き

本学では学校保健安全法に基づき、感染症の集団感染を予防するため、感染症の診断を受けた学生には、出席停止の指示を行います。
感染症のうち、以下の疾患は診断時に大学に報告をすることで、本学が定める期間の授業の「出席扱い」を認めます。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ(新型インフルエンザを除く)、風疹、百日咳、はしか(麻疹)、咽頭結膜熱、水ぼうそう(水痘)、おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)

感染症の診断を受けたら！

大学は出席停止
(期間は病気で異なる)

すぐに「欠席する授業担当教員」及び「保健室」に連絡
<教員> 大学 Outlook メール <保健室> 電話(093-964-4023)

感染症罹患証明(診断書・検査結果等)の準備

※ 証明書類は出席扱い申請に必要

(注1) 出席扱いは連絡時以降の取り扱いとなります。

(注2) 連絡をしていない場合は出席扱い申請はできません。

出席停止期間終了後、登校・授業出席

出席扱い確認書申請

申請窓口：保健室

<申請に必要なもの>

- ① 学生証
- ② 感染症罹患の証明書(診断書、検査結果等)

出席扱い確認書の受取

※ 原則、翌日の午後

各自で欠席授業担当教員へ
確認書を提示し確認いただく